

## < 参考資料 >

### 移行準備委員会の主な議論

#### ・協会会員のあり方についての議論経過と到達点

2007年5月23日作成

2009年5月5日補足

常務理事 三村敦美

#### 2) 公益法人制度改革の流れ

- ・2000年12月 - 「行政改革大綱」閣議決定  
公益法人に対する行政の関与の在り方について策定
- ・2001年1月 - 行革大臣から各府省に国所管の公益法人の総点検要請
- ・2001年4月 - 「行政委託型公益法人等改革の視点と課題」公表
- ・2001年7月 - 「公益法人制度についての問題意識－抜本的改革に向けて－」公表  
公益法人の基本制度及び関連制度の全般について抜本的な見直しを行い、公益法人制度改革の大綱を策定
- ・2002年3月 - 「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」閣議決定
- ・2002年4月 - 「公益法人制度の抜本的改革の視点と課題」公表
- ・2002年8月 - 「公益法人制度の抜本的改革に向けて（論点整理）」公表  
公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会を設置
- ・2003年6月 - 「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」閣議決定  
公益法人制度改革に関する有識者会議を設置
- ・2004年11月 - 「公益法人制度改革に関する有識者会議報告書」を公表
- ・2004年12月 - 「今後の行政改革の方針」閣議決定  
今後の行政改革の方針の中で、公益法人制度改革の基本的枠組みを具体化
- ・2006年3月 - 「公益法人制度改革関連3法案」閣議決定、第164回通常国会に法律案提出
- ・2006年4月 - 衆議院本会議で可決
- ・**2006年5月26日 - 参議院本会議で可決、法律が成立。7項目からなる附帯決議を採択。**
- ・2007年2月20日 - 衆議院本会議で公益認定等委員会委員の同意議案可決される。  
同21日 - 参議院本会議で同議案可決される。

#### ・移行準備委員会第1回準備会議事要旨

日時：2009年1月29日（金）18時～21時

場所：日本図書館協会 3F 会議室

出席者：大橋、千代、常世田、西村

・新公益法人制度移行準備委員会

組織チームの主要検討事項

2009/05/08 修正

西村彩枝子

1. 会員の種類

→以前に検討した「協会会員のあり方について」担当の理事と再検討・調整を行った

①正会員（個人と団体）

代議員の選挙権あり

現行「施設会員」の「A/B/C」のランク分けが可能か

市民団体等は「個人」か「団体」を当事者が選ぶことでいけるか

→「個人」を選択した場合は代表者のみに会員の権利（会費は9000円）

「団体」を選択した場合は構成員に会員の権利（会費は現行「施設」の会費）

②特別会員（学生会員とメール会員）

選挙権なし

③賛助会員

以上①～③の3種類に分けるか、あるいは

④これに「名誉会員」を追加することが可能か

2. 会員と社員との関係

現行の制度から大きく変更となることから、会員への説明、討議のための会を全国で開催 する必要がある

3. 代議員（=社員）選挙規定

(1) 人数

①参考人数（現行）

評議員数 124人

理事数 個人代表18人・施設代表15人 合計33人

常務理事数 個人代表10人・施設代表6人 合計16人

②内閣府の示した案では「300人に1人」

→（仮）個人会員代表16人・施設代表8人 合計24人（現行と比較して少

ない?)

## (2) 選出単位

### ①県単位 (現行評議員の場合)

→内閣府の示した人数との関係で選出単位になりえない

個人会員数が300人を超えているのは、東京(1289人)・大阪(402人)のみ

### ②部会単位 (以下の人数は個人+施設)

ア. 部会人数300人未満 専門(249人)・教育(209人)

イ. 部会単位で代議員選出を行えば、各館種から代表を出すことができる

ウ. 最小の教育部会に合わせると、「200人に1人」の代議員

公共20人・大学6人・短大1人・学校3人・専門2人・教育1人 合

計33人

\*内閣府提示が「300人」であることから、これに近い数字の必要が

あるか?

エ. 現行「その他」519人の再調査 各部会に所属する必要

オ. 定款上、「部会」が認められるかどうか

カ. 選挙事務は、協会で行うしかない? 部会では無理?

### ③全国区

ア. 一部の人に得票が集中する可能性

イ. 選挙事務は、協会で行うしかない

## 4. 理事について

代議員との関係 代議員は理事に立候補できるのか

理事の選出方法 社員総会のみか、現行のような選挙(代議員による)はありう

るか

## 5. 役員の数(理事・監事・代表理事・業務執行理事)

### (1) 西村の私案として

代議員(会員200人に対して1人として) 36人(現行理事数33人)

理事 16人(現行常務理事数)

代表理事 1人ないし2人

業務執行理事 8人ないし9人(現行個人選出常務理事)

### (2) 常世田さんからの提案として

代議員(会員100人に対して1人として) 72人(現行理事数33人)

\*協会2Fの研修室、80人が定員 それに合わせた場合の人数

・第5回 新公益法人制度移行準備委員会 議事要旨(案)

日時：5月29日(金) 18:00～20:00

2. 文部科学省への疑問点照会結果および自由討議

(2) 組織変更検討チーム

西村主査から、会見記録に基づき、以下の報告があった。

- ・加盟団体の組織構造が二重になっていないか(加盟団体の扱いなど)の点検の必要性
- ・会員種別については、個人会員と施設会員の双方を会員とすることか可能との文部省回答であった
- ・代議員の人数・選出方法については、適切な方法を法人自身が決めれば良いとのことだった。

2) 自由討議における検討事項及び主な意見

(1) 機関設計関係

①代議員制について

- ・社員総会については、個人会員 4,800、施設会員 2,477、計約 7,300 会員の内、総会出席者は約 100 名であるとの現状に鑑み、代議員制の採用を検討してきたが、検討上の課題として、次のことが挙げられた。
- ・代議員制の採用を、どのように全会員に周知させるか
- ・代議員の数を 100 名で検討中だが適切か。30 人～50 人に絞れないか。公益社団法人の場合、代議員の代理人出席制・委任状制が法的に認められているが、実際の出席者が構成員の過半数以下が続くようだと問題ではないか。
- ・現行の評議員制との関係をどう整理するか。

②加盟団体の取り扱い

- ・会員の組織構造が二重になっていないかを点検するために、加盟団体へのアンケートを実施したいとの西村委員の提案により、西村委員の配布原案に基づいて、昨年度調査の結果内容及び新たに必要な調査事項について検討した結果、本件に関する本委員会での検討が十分でない時点でアンケートを行うのは混乱を招く恐れもあるので、アンケートは、この時点での実施は見送ることとし、本委員会でさらに検討することとなった。
- ・地域全体での活動を活性化するため、加盟団体の事業を「地域活動事業」として捉えられないか。

・第6回 新公益法人制度移行準備委員会 議事要旨(案)

日時：2009年6月29日(月) 18:30～21:30

(2) 組織変更検討チーム

西村主査から、配布資料④、⑤に基づき、代議員制度導入にあたっての選出人数のシュミレーションについて説明があった。選出方法、選出人数の策定にあたり、組織変更にかかる JLA の思想・考え方を強く反映した方法が望ましいとの意見があった。

新公益法人制度移行準備委員会資料

2009. 6. 2

9

①部会別会員数

	個人会員	施設会員				合計
		A	B	C	小計	
公共	2,729	298	446	589	1,324	4,053
大学	602	384	129	182	695	1,297
短大	64	68	55	85	208	272
学校	463	4	10	48	62	525
専門	249	39	30	83	152	401
教育	210	0	0	0	0	210
その他	483	14	7	15	36	519
合計	4,800	807	677	1,002	2,486	7,286

②その他を案分した場合の部会別会員数

	個人会員	施設会員				合計
		A	B	C	小計	
公共	3,034	303	451	598	1,352	4,386
大学	669	391	130	185	706	1,375
短大	71	69	56	86	211	282
学校	515	4	10	49	63	578
専門	277	40	30	84	154	431
教育	233	0	0	0	0	233
合計	4,799	807	677	1,002	2,486	7,285

③案分の上、大学と短大を統合した場合

	個人会員	施設会員				合計
		A	B	C	小計	
公共	3,034	303	451	598	1,352	4,386

大学・短大	740	460	186	271	917	1,657
学校	515	4	10	49	63	578
専門	277	40	30	84	154	431
教育	233	0	0	0	0	233
合計	4,799	807	677	1,002	2,486	7,285

#### A. 代議員の合計を30人程度とした場合

	個人会員	施設会員	合計	代議員数(250人に1人)		
				個人	施設	合計
公共	3,034	1,352	4,386	12	5	18
大学・短大	740	917	1,657	3	4	7
学校	515	63	578	2	0	2
専門	277	154	431	1	1	2
教育	233	0	233	1	0	1
合計	4,799	2,486	7,285	19	10	29

#### B. 代議員の合計を50人程度とした場合

	個人会員	施設会員	合計	代議員数(150人に1人)		
				個人	施設	合計
公共	3,034	1,352	4,386	20	9	29
大学・短大	740	917	1,657	5	6	11
学校	515	63	578	3	0	4
専門	277	154	431	2	1	3
教育	233	0	233	2	0	2
合計	4,799	2,486	7,285	32	17	49

#### ・第7回 新公益法人制度移行準備委員会 議事要旨(案)

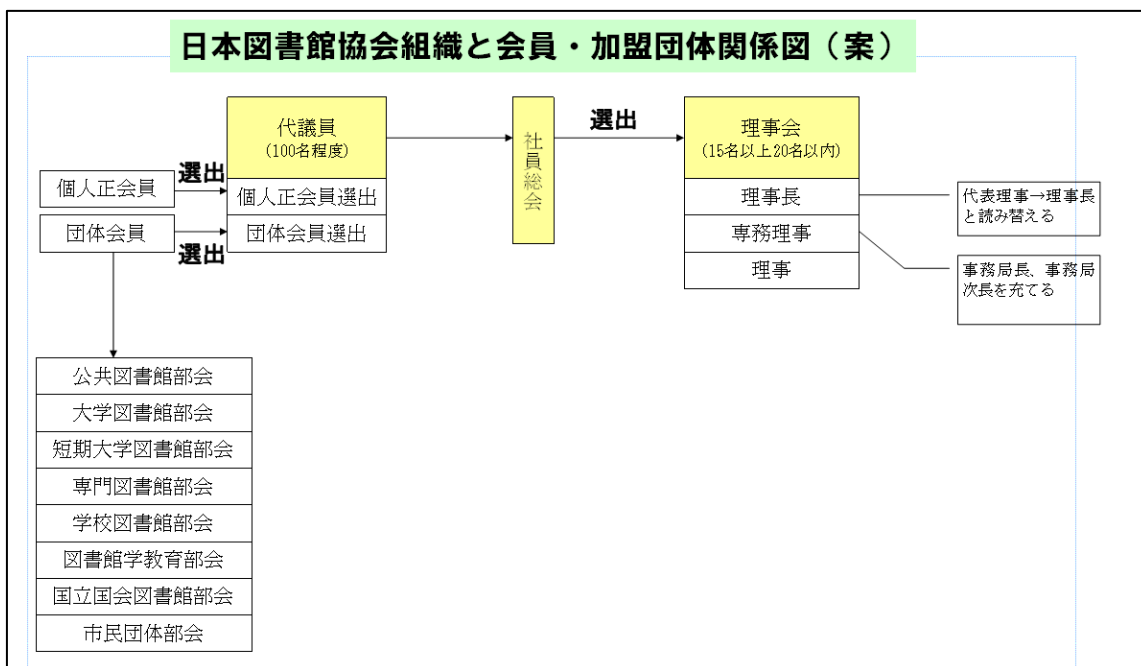
日時：2009年7月31日(金) 18:30~21:10

##### 1. 新メンバーの紹介について

委員長から、〇月〇日の常務理事会において移行準備委員会委員として、小池信彦理事(調布市立中央図書館長)と三村敦美理事(座間市立図書館)が選出された旨の報告があるとともに、次回委員会から参加してもらうことになった旨の紹介があった。

なお、小池氏は事業内容検討チーム、三村氏には組織変更検討チームに所属してもらう予定である旨併せて報告があった。

・2010年1月29日



・第16回 新公益法人制度移行準備委員会 議事要旨(案)

日 時：2010年4月30日（金）19:00～21:35

2. 組織の基本的な枠組みについて

西村主査から、資料②に基づき、移行後の組織の基本的枠組みについて説明があり、会員・理事選挙・代議員選挙の各区分について検討を行った結果、次のような項目を定款案に盛り込むこととなった。なお、定款への記載は、①会員、②代議員、③理事の順序にする。

(1) 会員の範囲

会員区分は、個人会員および団体会員とする。

1) 個人正会員

個人会員は機関誌送付、代議員選挙権、被選挙権の有無に差異をつけることで3種類の区分を設ける。(仮称として、L会員、M会員、S会員の3つ)

- ① L会員＝現行の会員（機関誌送付あり、代議員選挙権あり、被選挙権あり）
- ② M会員＝学生会員（原則4年間、機関誌送付あり、代議員選挙権あり、被選挙権あり）

- ③ S会員＝メール会員（機関誌送付なし、
- ④ 代議員選挙権あり、被選挙権あり）

※選挙の情報は必要なことから別途措置を考慮する）

## 2) 団体会員

JLAは県図書館協会等の地域活動との関係を今後も継続したいことから、市民の図書館支援団体や地域団体を一緒にした会員枠を新設し、名称を「市民団体・地域図書館団体会員」とする。現行の加盟団体は、JLA会員ではないが、新設した会員制度への入会を誘うこととする。

- ①施設会員（送付資料の違いにより3区分し会費に差をつける＝A会員・B会員・C会員、

機関誌送付あり、代議員選挙権あり、被選挙権あり）

- ②市民団体・地域図書館団体会員（会費は一律、機関誌送付あり、代議員選挙権あり、被選挙権あり）

- ③賛助会員

## (2) 代議員選挙区分

個人会員は、現行どおり県別に選出を行う。団体会員は活動単位である部会名称を「第一区分、第二区分…」という選出区分に名称変更し、「市民団体・地域図書館団体会員」枠を新設する。

- ①公共図書館部会 → 第1区分
- ②大学図書館部会 → 第2区分
- ③短期大学図書館部会 → 第3区分
- ④学校図書館部会 → 第4区分
- ⑤専門図書館部会 → 第5区分
- ⑥市民団体・地域図書館団体 → 第6区分

※加盟団体はJLAとして大事に育成していきたい。代議員会の前の午前中に、加盟団体の意見を聞く会を設定してはどうか。

## 3. 個人選出代議員の数について

間柴委員から、資料③に基づき、前回委員会で代議員数70人を目安とした選出シュミレーションの報告があり、種々検討した結果、内外に説明しやすい基準が望ましいことから「次のような定款記載とすることとした。

- ・代議員選出数に関して定款には【概ね100人に一人、100人までは未滿に一人、100人を超えるごとに1名を科課す。】

※代議員数が75人のシュミレーションを間柴委員が再度作成することとなった。

## 4. 代議員の任期について



森委員から、代議員任期の理由付けの説明等があり、検討した結果、4年間となった。

- ・代議員の任期4年→総会に関わる決議機関（理由付け；公益財団法人の決議機関である評議員会が法律上、任期4年とあることを準用する）4年任期はPlan, Do, Seeを見届ける期間として適切。
- ・理事の任期は2年（一般法で決められている。）再任はかまわない。

## 公益法人制度移行 常務理事会資料 組織部分

2010/05/04

西村

### (2) 代議員選挙区分

個人会員は、現行どおり県別に選出を行う。

団体会員は次の選挙区分ごとに選挙を行う。

- ①第1区分 主に公共図書館関係
- ②第2区分 主に大学図書館関係→
- ③第3区分 主に短期大学図書館・高専図書館関係
- ④第4区分 主に学校図書館関係
- ⑤第5区分 主に専門図書館関係
- ⑥第6区分 主に市民団体・地域図書館団体関係

### (3) 活動区分（部会）

公共図書館部会

大学図書館部会

短大図書館部会

学校図書館部会

専門図書館部会

図書館教育部会

## 2. 移行後の役員数

### ①個人選出代議員

別表参照

100人までは一人、100人を超えるごとに1名

### ②団体選出代議員数

100団体までは一人、100団体を超えるごとに1名

### ③理事 15～20名

・部会選出－6名

公共図書館部会、大学図書館部会、短大・高専図書館部会

学校図書館部会、専門図書館部会、図書館教育部会

・個人選出－5～11名

・国立国会図書館－1名

・事務局 2～3名

④監事 2名以内

個人選出代議員数

2010.5.4

作成

県名	3月評議員会提案		今回提案		現行評議員数 (参考)
	会員数	代議員数	代議員数	会員数 2009年 度	
北海道	114	1	2	102	3
青森	20	1	1	21	1
岩手	26	1	1	19	1
宮城	70	1	1	67	2
秋田	27	1	1	19	1
山形	17	1	1	12	1
福島	54	1	1	53	2
茨城	105	1	1	95	3
栃木	41	1	1	34	2
群馬	56	1	1	52	2
埼玉	308	3	3	275	7
千葉	289	3	3	265	6
東京	1,289	13	12	1,119	20
神奈川	345	3	4	338	7
新潟	64	1	1	65	2
富山	77	1	1	79	2
石川	40	1	1	42	1
福井	17	1	1	16	1
山梨	31	1	1	26	1
長野	39	1	1	49	1
岐阜	55	1	1	52	2
静岡	95	1	1	78	3
愛知	198	2	2	186	5
三重	36	1	1	34	1

滋賀	116	1	2	113	3
京都	163	2	2	171	4
大阪	402	4	4	372	8
兵庫	134	1	2	135	4
奈良	52	1	1	48	2
和歌山	16	1	1	11	1
鳥取	37	1	1	40	1
島根	32	1	1	30	1
岡山	105	1	1	88	3
広島	109	1	1	90	3
山口	62	1	1	59	2
徳島	41	1	1	43	2
香川	23	1	1	27	1
愛媛	25	1	1	26	1
高知	13	1	1	10	1
福岡	102	1	2	106	3
佐賀	16	1	1	16	1
長崎	27	1	1	26	1
熊本	23	1	1	21	1
大分	21	1	1	16	1
宮崎	11	1	1	11	1
鹿児島	16	1	1	21	1
沖縄	20	1	1	17	1
合計	4,979	70	74	4,595	124